

情報倶楽部

28年7月

No. 244

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 定期給与の額を改定した場合の損金不算入額(定期同額給与)

- Q. 当社は28年2月に定時株主総会において、前期から引き続き就任している役員につき、前期と同じ役員報酬額を決議いたしました。担当部署が好調なことから28年6月に臨時株主総会を開催し6月分から月額20万円の増額を決議いたしました。増額した20万円は定期同額給与として損金算入できますか
- A. 取締役を支給する1～2月及び3～5月の給与は定期同額給与に該当しますが、6月から支給する20万円増額については定期同額給与には該当いたしません。

H28.1.1 事業年度開始日	H28.2.25 株主総会	H28.6.10 臨時株主総会	H28.12.31 事業年度終了
決議(同額)		決議(増額)	
50万円	50万円	70万円	

定期給与の額の法人税法施行令に該当する改定があった場合において、当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるものは、定期同額給与に該当することとされています(法令69 一)。

すなわち、一事業年度中に複数回の法人税法施行令に該当する改定が行われた場合には、改定の前後で期間を区分し、それぞれの期間ごとに、その期間中の各支給時期において支給される定期給与の額が同額であるかを判定することとなります。

ただし、定期給与の額について、照会のように法人税法施行令に掲げる改定以外の増額改定後の各支給時期における支給額が同額であるときなどは、増額改定後の期間において増額改定前の支給額に改定による増額分を上乗せして支給することとしたものであると考えられます。

したがって、照会の場合は1月から2月の各支給時期における支給額は同額となっているため、及び3月から5月に掲げる各支給時期における定期給与は定期同額給与に該当し、損金算入の対象となりますが、6月から12月に掲げる各支給時期における支給額は、2月に行われた改定後の各支給時期における支給額が同額であるため、増額改定後の期間(6月から12月の7か月間)において増額改定前の支給額である50万円に20万円を上乗せして支給することとしたものであるともみることができることから、その増額改定前の定期給与の額(50万円)に相当する部

分が引き続き定期同額給与として支給されているものと考えられます。

これにより、損金不算入額は、増額改定後の定期給与の額のうち増額改定前の支給額に上乘せして支給した部分の金額140万円(20万円×7か月分)となります。

(注) 本照会は、役員給与の額を株主総会で決議することとしていますが、例えば、株主総会で役員給与の支給限度額を定め、各人別の支給額は取締役会で決議するなど、会社法等の法令の規定に従って役員給与の額を決議するものは、この事例における株主総会での決議と同様に取り扱って差し支えありません。

★ 役員に対する経済的利益

Q. 役員に対する経済的利益は、給与課税の対象になるそうですが、どのような取扱いになっているのですか？

A. 経済的な利益とは、次のようなものをいい、給与課税の対象になることとなっています。

- ①資産を贈与した場合におけるその資産の時価
- ②資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額
- ③債権を放棄し又は免除した場合における債権の放棄額等
- ④無償又は低額で居住用土地又は家屋の提供をした場合における通常収受すべき賃貸料と実際に徴収した賃貸料の額との差額
- ⑤無利息又は低率で金銭の貸付けをした場合における通常収受すべき利息と実際に徴収した利息との差額
- ⑥役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険料の全部又は一部を負担した場合における保険料の負担額

ただし、所得税法上経済的な利益として課税されないものは、給与として扱われません。

ところで、この経済的利益が法人の損金に算入されるかどうかですが、これについては、その経済的利益の額が毎月おおむね一定している場合には定期同額給与に該当し、損金の額に算入されますが、その他の場合には、損金の額に算入されないこととなっています。

★ 消費税の損金算入時期

Q. 調査があり、消費税が追徴になりました。税込経理ですが、この消費税はいつの損金になるのですか？

A. 当期の損金に算入されます。

消費税のような申告納税方式の税は、その申告書を提出した日の事業年度の損金に算入し、更正又は決定に係る税額については、その更正又は決定があった日の属する事業年度の損金に算入することとなっています。

ただし、その法人が、申告期限未到来の消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度の損金の額に算入することも認められています。

したがって、通常の確定申告の場合は、未払金計上すれば、その確定申告をする期の

事業年度の損金に、また、未払金計上しない場合は、申告書を提出する確定申告をする期の次の事業年度の損金に算入することになります。

しかしお尋ねのように調査で指摘され、修正申告をするような場合は、その消費税について、遡って未払金計上することはできませんので、修正申告書を提出した日の属する事業年度の損金に算入することしかできません。

これに対して、税抜き経理の場合は、本体金額だけを修正しますので、その期の金額だけを修正するだけで完了となり、このような損金算入時期の問題は出てきません。

資 産 税

★ 居住用財産を譲渡した場合の特例

Q. 平成28年の税制改正で、居住用財産を譲渡した場合の特例が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A. この制度は、相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていた

①昭和56年5月31日以前に建築されたこと、

②区分所有建物ではないこと、

③相続開始の直前において被相続人以外に居住していた者がいなかったこと

を満たす家屋(被相続人居住用家屋)及び相続開始の直前においてその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等(被相続人居住用家屋の敷地等)を相続又は遺贈により取得した個人が、相続開始の時からその対象譲渡をした日以後3年を経過する日の年の12月31日までの間に

①被相続人居住用家屋を耐震リフォームし、その被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合、

又は

②被相続人居住用家屋の取壊し等後に被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合に譲渡所得から3,000万円を控除してくれるという制度です。

ただし、その被相続人の居住の用に供されていた家屋又はその家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡対価の額との合計額が1億円を超える場合には、この特例の適用はありません。

また、マンションも適用がありません。

複数の相続人が相続した上記居住用財産を譲渡した場合には、各相続人ごとに適用され、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(措法39)との選択適用になります。

下記の特例と重複適用できません

固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例(所法58)、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法33~33の4)、特例の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得等の課税の特例(措法37)、特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得等の課税の特例(措法37の4)

適用期間は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までとなっています。